

生駒市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、生駒市広告掲載要綱（平成20年10月10日施行）

第3条第2項の規定に基づき、広告掲載に係る基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないことを踏まえ、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

(基準の適用等に関する基本的な考え方)

第3条 この基準により広告掲載の可否等を判断する場合にあっては、関係法令等の規定、市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別に定めることができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに係るもの

- (5) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしている業種又は事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (7) 占い、運勢判断等に係るもの
- (8) 興信所、探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受け等に係るもの
- (10) 商品先物取引に関するもの
- (11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (14) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成委員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (15) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売（同法に規定する通信販売協会に加入している者に係るものを除く。）及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引
- (16) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの
- (17) その他各種法令に違反しているもの
- (18) 本市から指名停止等の行政処分を受けている事業者
- (19) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (20) 市税を滞納している事業者

(掲載基準)

第6条 次に掲げるものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- イ 法令等で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
- キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- ク 社会的に不適切なもの
- ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
現根拠のない表示や誤認を招くような表現
- イ 射幸心を著しくあおる表現
- ウ 人材募集広告において、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守していないもの
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 法令等で認められていない業種・商法・商品
- カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- キ 責任の所在が明確でないもの
- ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品、サービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの

イ 暴力、犯罪、ギャンブル等を肯定し、助長するような表現

ウ 残酷な描写等の善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第7条 広告主のホームページにリンクをする広告(バナー広告等)に関しては、市のホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先である広告主のホームページの内容についても、その性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲で、この基準の全部又は一部を準用することができる。

2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、生駒市広告掲載要綱及びこの基準その他市の定める広告に関する規程に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋し、又は紹介しているホームページの広告は、掲載しない。

(広告の内容に関する業種ごとの個別基準)

第8条 広告の内容について、法令等により制限を受ける業種等については、その制限の範囲内で表示しなければならない。

(施行の細目)

第9条 この基準の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この基準は、平成20年10月10日から施行する。